

ロシアによるウクライナ侵攻に抗議する決議

これまでの国際社会の緊張緩和に向けた懸命の外交努力にもかかわらず、ロシア連邦は、令和4年2月24日、ウクライナへの武力侵攻を強行し、今なお、ウクライナの主権と領土を侵害しているところである。

ロシアのこのような行為は、武力の行使を禁ずる国際法の深刻な違反であるとともに、国際社会の秩序の根幹を揺るがすものである。武力による一方的な現状変更は、国際社会の平和と安全を著しく損なう暴挙であり、本市議会として断じて許容することはできない。

ロシアに対して、ウクライナへの侵攻を速やかにやめ、即時撤収を強く求める。

また、政府においては、国際社会と緊密に連携・結束したロシアへの制裁措置の強化や、ウクライナ在留邦人の安全確保などに向け、全力を尽くすよう求める。

以上、決議する。

令和4年3月4日

宇 都 宮 市 議 会